第五十一・九条　収用及び補償
第五十一・十条　損失又は損害に対する補償
第五十一・十一条　資金の移転
第五十一・十二条　代位
第五十一・十三条　締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第五十一・十四条　一般的例外
第五十一・十五条　特別な手続及び情報の要求
第五十一・十六条　新規ＡＳＥＡＮ構成国に対する特別のかつ異なる待遇
第五十一・十七条　投資の促進
第五十一・十八条　投資の円滑化
第五十一・十九条　一時的なセーフガード措置
第五十一・二十条　信用秩序の維持のための措置
第五十一・二十一条　利益の否認
第五十一・二十二条　投資に関する小委員会
第五十一・二十三条　作業計画
第七章の附属書Ａ　収用及び補償
第八章　経済的協力
第五十二条　基本原則
第五十三条　経済的協力の分野
第五十四条　経済的協力に関する小委員会
第五十五条　経済的協力のための事業計画
第五十六条　経済的協力のための資源
第五十七条　経済的協力に関する活動の実施
第五十八条　次章の規定の不適用
第九章　紛争解決
第五十九条　定義
第六十条　適用範囲
第六十一条　連絡部局
第六十二条　協議
第六十三条　あっせん、調停及び仲介
第六十四条　仲裁裁判所の設置
第六十五条　仲裁裁判所の構成
第六十六条　第三国
第六十七条　仲裁裁判所の任務
第六十八条　仲裁裁判手続
第六十九条　裁定案及び裁定
第七十条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第七十一条　裁定の実施
第七十二条　代償及び譲許の停止
第七十三条　費用
第十章　最終規定
第七十四条　目次、見出し及び小見出し
第七十五条　見直し
第七十六条　附属書及び注釈
第七十七条　改正
第七十八条　寄託者
第七十九条　効力発生
第八十条　脱退及び終了
附属書一　関税の撤廃又は引下げに関する表
附属書二　品目別規則
附属書三　情報技術製品
附属書四　運用上の証明手続
附属書五　経済的協力のための事業計画
附属書六　特定の約束に係る表
附属書七　最恵国待遇の免除に係る表
附属書八　第五十・三条３の規定に関する締約国の表
附属書九　自然人の移動に関する特定の約束
付録二
附属書六　特定の約束に係る表
（ＡＳＥＡＮ構成国の特定の約束に係る表は省略）
日本国の特定の約束に係る表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、同指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十・一条(v)(i)から(iv)までに規定する態様によるサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第五十・二十条２の規定に基づいて特定の分野又は小分野に「ＳＳ」と記載することは、「約束しない。＊」と記載したサービスの提供の態様に関し、日本国がいかなる措置であってもこれを採用し、又は維持することを妨げるものではない。

5　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第六章の規定が適用されないため、この特定の約束に係る表には記載されない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

6　個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。